

中野区立白桜小学校 「いじめ防止基本方針」

平成26年5月策定

平成28年6月改訂

本基本方針は「中野区いじめ防止基本方針」に基づき、本校のいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針として定めるものである。

1 いじめ防止に向けての基本方針（平成28年度教育課程より抜粋）

いじめ防止に向けた風土づくりを醸成するため、一人一人の人権を大切にする教育を推進するとともに、全教育活動を通じた道徳教育においては指導内容の重点化の基に道徳の時間を行う。また、学校全体で児童理解につとめ、いじめの早期発見と迅速な対応を行う組織体制の構築により、安心な学校づくりを推進する。

2 いじめ防止のための校内組織（平成28年度教育課程より抜粋）

いじめ防止に向け、一人一人の心に寄り添った指導を充実するとともに、主幹教諭・生活指導主任・特別支援教育コーディネーター・スクールカウンセラーによる「学校いじめ対策委員会」といじめ対応担当を中心に、児童・保護者へ学校説明会や学校便り等で周知する。特別支援コーディネーターを中心に特別に支援が必要な児童への理解を図る研修会を計画的に実施するとともに、いじめ、虐待、不登校児等の早期発見・対応のためのアンケート調査を定期的に行い、校内委員会で迅速に対応する。配慮を必要とする児童については「学校いじめ対策委員会」を中心に校内及び保護者・地域・関係諸機関と連携して対応する。

3 教育委員会や関連機関等との連携

(1) 「いじめ」と思われる事案が発生した場合には、速やかに中野区教育委員会に報告する。

(2) いじめにより心身に被害が生じた場合は、関連機関と密接に連携し、組織的な対応を進める。

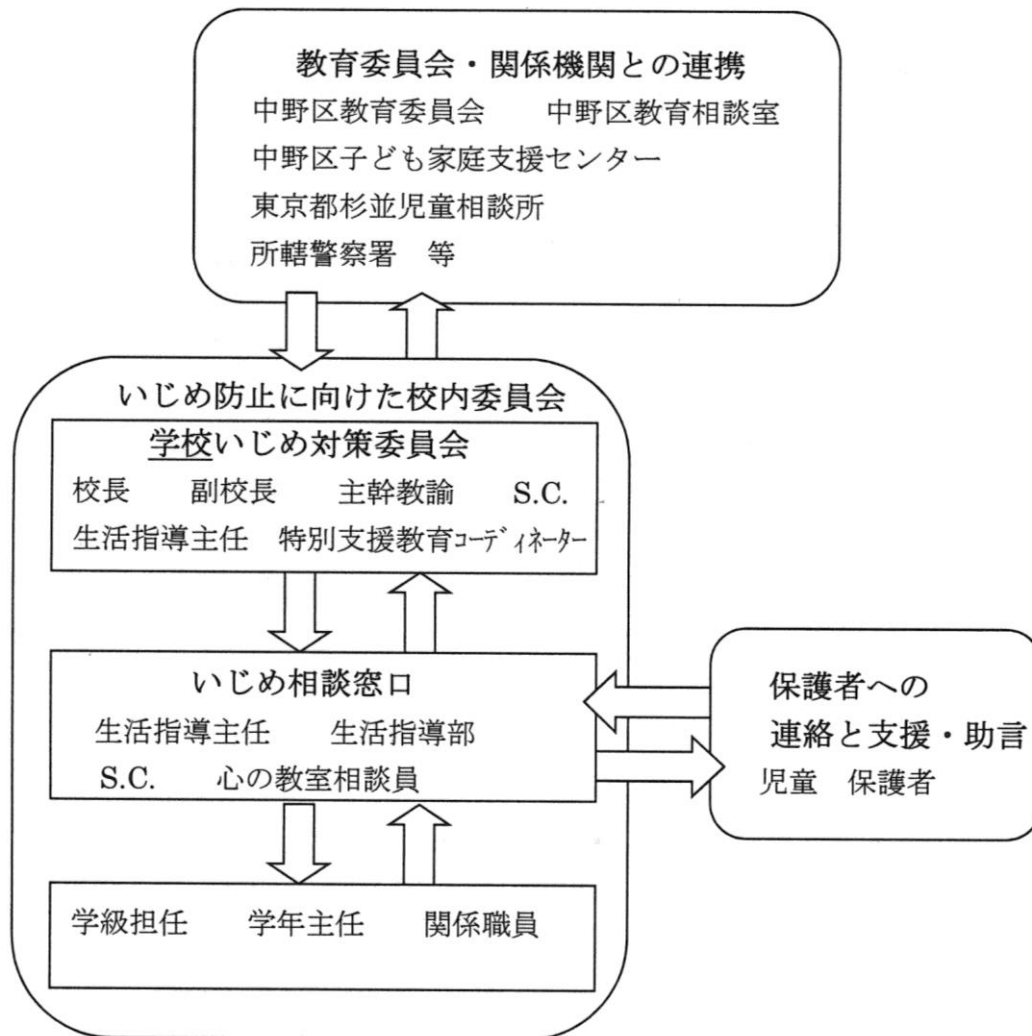
(3) いじめの内容や、被害の程度によっては所轄警察署と連携して対応する。

野方警察署・・・03-3386-0110（生活安全課少年係）

中野警察署・・・03-3366-0110（生活安全課少年係）

4 保護者への連絡と支援・助言

いじめが確認された場合は、保護者に事実関係を伝え、いじめを受けた児童とその保護者に対する支援や、いじめを行った児童の保護者に対する助言を行う。また、事実確認のための聴き取りやアンケート等により判明した事案に関する情報は、人権やプライバシーに配慮し、関係する保護者に適切に伝える。



5 いじめの未然防止のための取組みの推進

(1) 心の教育の充実・・・温かい人間関係の構築

発達段階に応じ、意図的・計画的な人権教育及び道徳教育を展開し、豊かな心の育成を図る。そして、自分や他人の心や身体を大事にできる児童、思いやる心の育成を図る。特に、心の教育を推進するにあたり、生活指導、学習指導、学級・学年経営などの教育課程やそれ以外の活動でも常に「心の教育」を意識した計画的な指導を行う。また、道徳授業地区公開講座や保護者会などでの啓発や情報交換を行う。

(2) 教員の指導力の向上と組織対応

定期的に「学校いじめ対策委員会」を開催し、情報交換や対応策の検討を行う。そして、個々の教員が鋭敏な感覚と的確な指導力を高める研修に励むとともに「いじめ防止に向けた校内委員会」での組織的な対応を行う。(個人対応は行わない。)

6 いじめの早期発見・対応のための取組みの推進

(1) 心のサインを見逃さない

児童の心のサインを見逃さず、早期の実態把握や早期対応を図る。日常的な「学校いじめ相談窓口」の充実と併せて、「いじめ発見のポイント」(東京都教育委員会「人権教育プログラム」)に留意する。また、長期休業日前の生活指導のたよりにて保護者に啓発する。

(2) 事実確認と保護・指導の徹底

「いじめ相談窓口」の日常的な開設や、適宜「子ども相談日」「保護者相談日」を設けて、児童や保護者の相談に応じる。そして、教職員は児童との日常的なコミュニケーションや児童の行動観察等を通して、その実態を把握するとともに、いじめを受けた児童が安心して学校生活を送ることができるようにするため、いじめを受けた児童を組織的に守り通す取組みを徹底する。

(3) アンケート調査の実施

「ふれあい月間」や「いじめ防止アンケート」を実施する。結果に応じて児童との面談を実施し、事実確認や関係児童・保護者への指導、助言を行う。

(4) 校内委員会の開催

生活指導主任・当該担任・学年・スクールカウンセラー・管理職で構成する校内委員会を設け、児童に関する情報や方策の共有を図る。

7 いじめの重大事態への対処の取組み

(1) 教育委員会への報告と事実調査

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合や、いじめにより児童が1か月近くにわたって欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める場合は、重大事態として教育委員会に報告する。そして、学級、学年又は全校児童にアンケート調査を行って、実態を把握する。

(2) 関連機関等との連携の強化

必要に応じて、教育委員会、中野区子ども家庭支援センター、中野区教育相談室、所轄警察署等の連携を図り、解決に当たる。

8 学校評価の実施

学校評価において、いじめの未然防止、早期発見・対応のための取組みについて自己評価を行う。その結果を学校評議委員会にて報告し、学校関係者評価を仰ぐとともに改善を行う。